

京都府まん延防止等重点措置等

令和3年7月30日



京都府知事 西脇 隆俊

感染状況は7月に入り増加傾向が顕著

■新規陽性者数

—7日間移動平均

7/10~7/16 29.29人/日 (前週比:1.47)

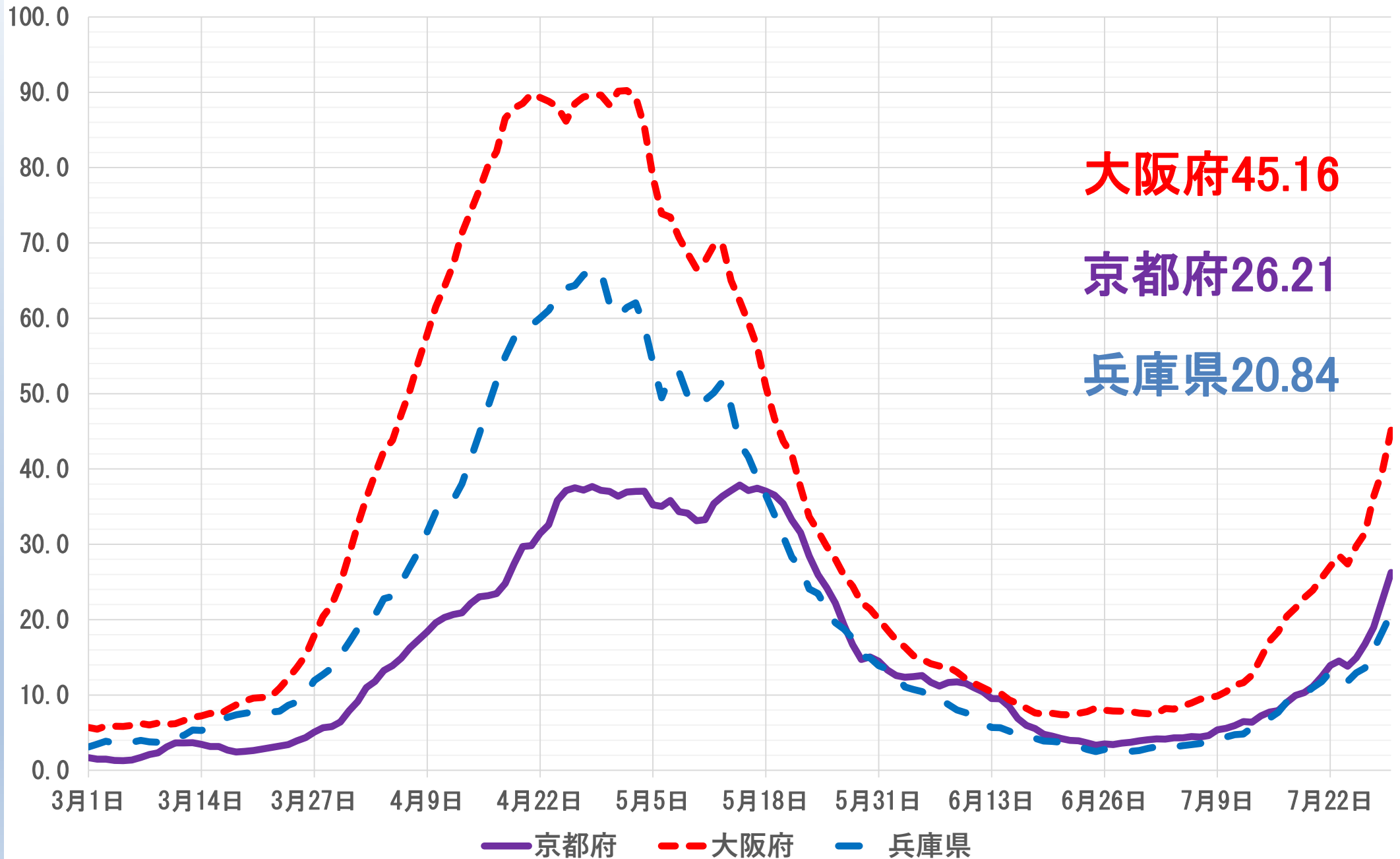
7/17~7/23 53.57人/日 (前週比:1.83)

7/24~7/30 113.00人/日 (前週比:2.11)

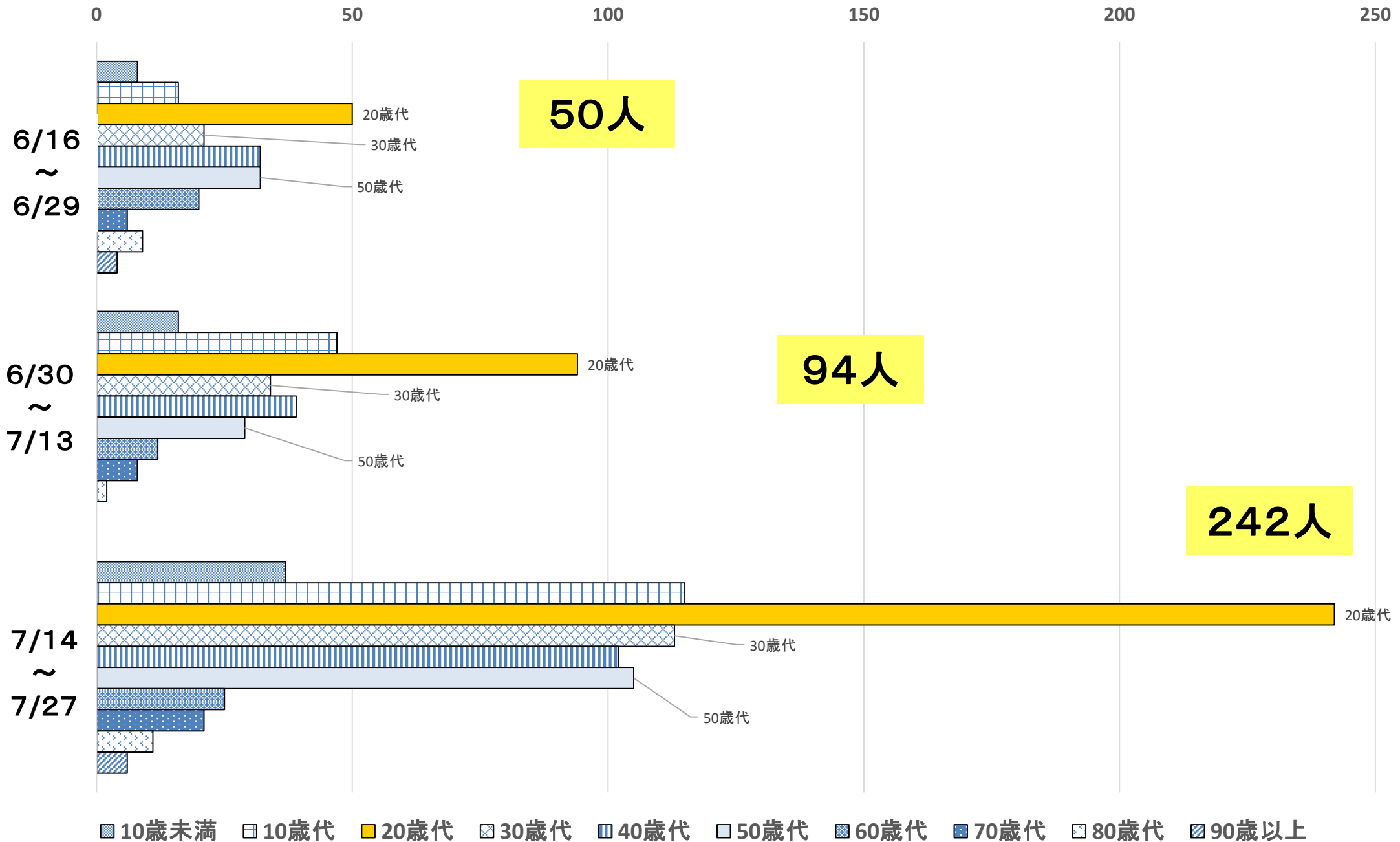
急拡大

6月1日 6月8日 6月15日 6月22日 6月29日 7月6日 7月13日 7月20日 7月27日

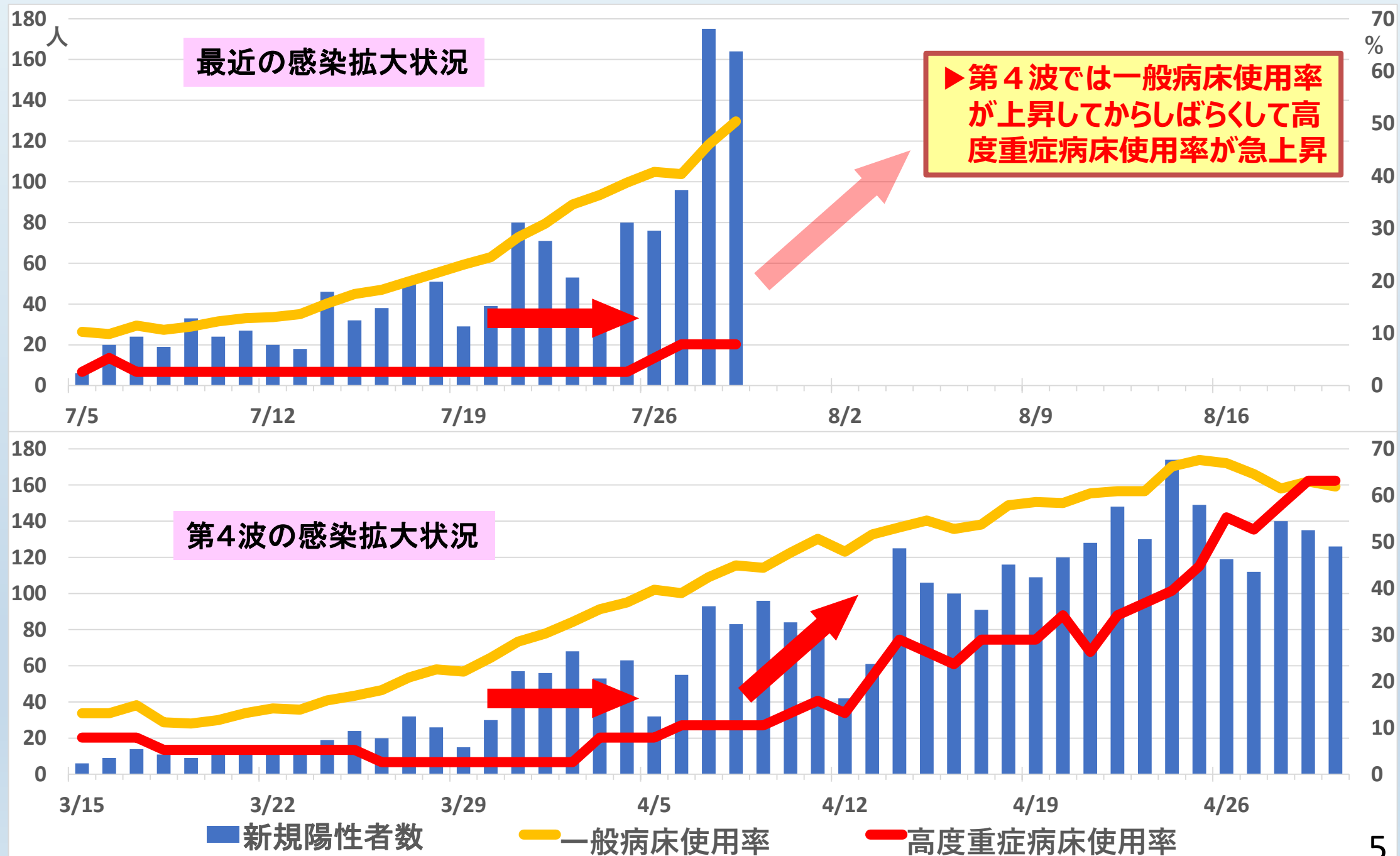
10万人あたり感染者数の推移(7/29)



年代別の感染者数（3 期間比較）



高度重症病床への影響は遅れて出てくる！

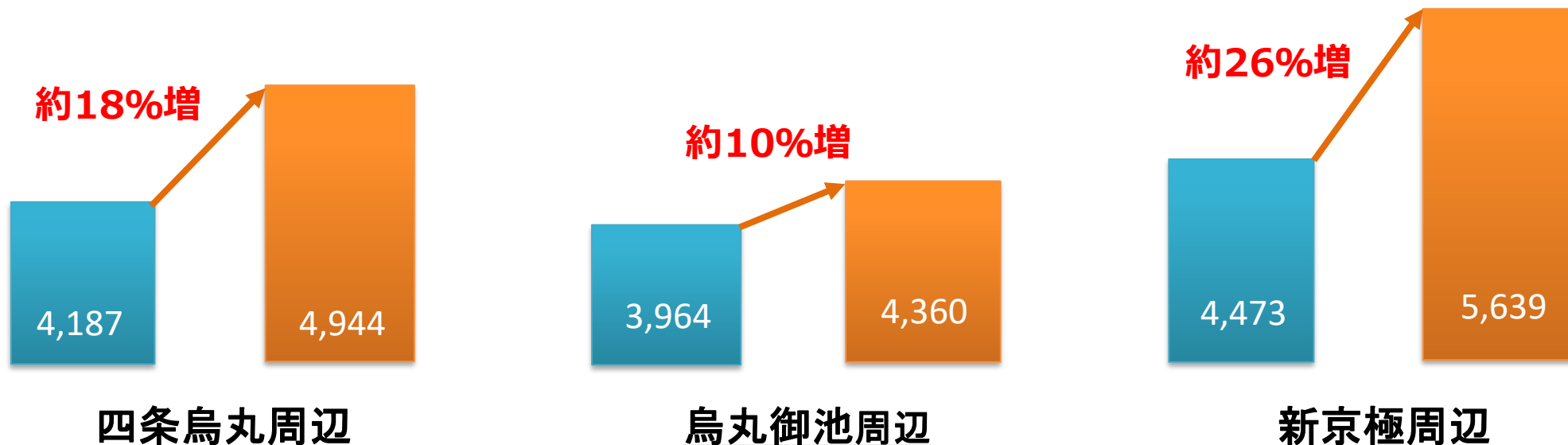


「きょうと人混みエリアマップ」データ分析

(株)ドコモ・インサイトマーケティング
「モバイル空間統計」データを加工

夜間(22時～23時)の人出が大幅に増加

まん延防止重点措置下(7月9日)と
直近の比較(7月23日) <金曜日>



主要エリアのいまの人出		
四条河原町	錦市場・新京極	四条烏丸
		
烏丸御池	京都駅	西大路四条
		

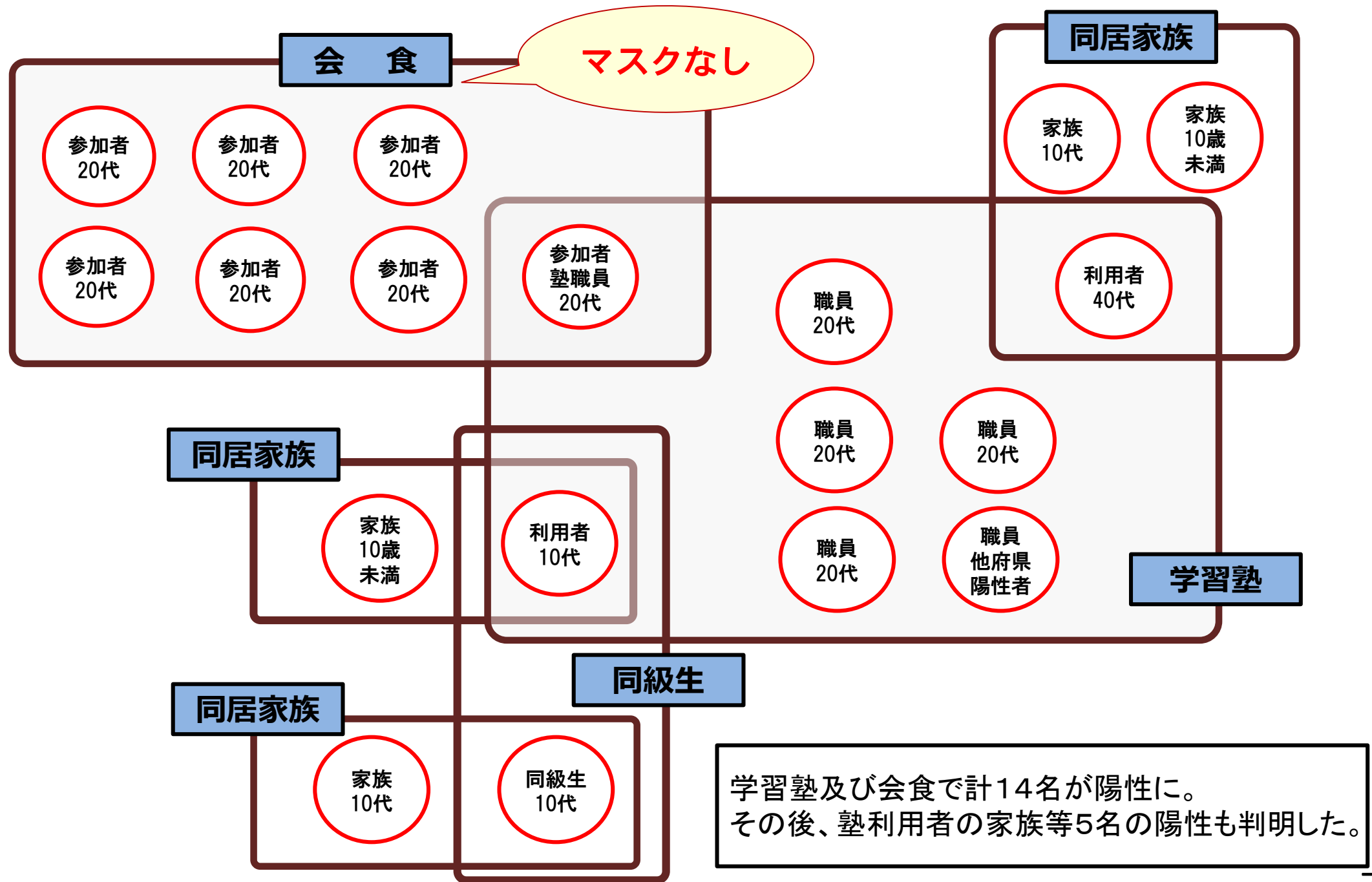
感染
拡大
への
懸念

若い世代の感染増加

会食の機会の感染増加

知人・友人の感染経路増加

京都府感染事例



今後の対応について

国による関西圏における感染状況の分析(抜粋)

⇒ 京都では、新規感染者数の増加が続き、夜間滞留人口の増加が続いており、感染拡大が続くと懸念



本日、政府において、京都府ほか4県を
「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に決定された



基本的対処方針に沿って対策を講じる事とした

京都府まん延防止等重点措置等

期 間

令和3年8月2日(月)0時から

令和3年8月31日(火)24時まで

実施内容

1. 感染拡大を抑制するための取組
2. 飲食店等に対する営業時間短縮等
3. 催し物(イベント等)の開催
4. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等

1 感染拡大を抑制するための取組

特措法第24条第9項

特措法第31条の6第2項

- ▶ 人が集まる機会の低減
- ▶ 基本的な感染防止対策の徹底
- ▶ 移動に伴う感染リスクの低減

人が集まる機会の低減！

▶テレワークや休暇の分散取得等により
「出勤者数の7割削減」をめざす

▶飲食機会等では大人数を避け
「きょうとマナーを徹底」

▶人が集まる恒例行事は、「開催を慎重に判断」

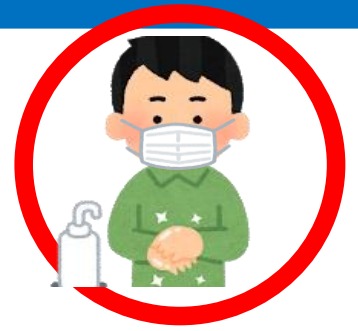
▶事業者はバーゲンセール等に関する広報を控える

▶路上、公園等での集団での飲酒など、
感染リスクが高い行動はしない



基本的な感染防止対策の徹底！

▶ワクチン接種の有無にかかわらず、
正しいマスクの着用、手指消毒等の徹底



▶少しでも体調が悪ければ、医療機関に相談し、
人との接触を避け、外出を控える

▶同居者の感染が判明し濃厚接触が
疑われる場合は14日間自宅待機

▶職場での居場所の切り替わりに注意

▶営業時間の短縮を要請した時間以降、
飲食店にみだりに出入りしない



特措法第31条の6第2項

移動に伴う感染リスクの低減！

- ▶ 日中も含めた不要不急の**外出・移動の自粛**
- ▶ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で**混雑している場所や時間を避けて行動**
- ▶ 不要不急の帰省や旅行など、**都道府県をまたぐ往来の自粛**
- ▶ 特に、緊急事態措置地域、まん延防止等重点措置地域等との往来の自粛
- ▶ 公共交通機関では、車内での**会話を控える**



2 飲食店等に対する 営業時間短縮等

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

対 象		飲食店、喫茶店等、遊興施設※で 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	
期 間		令和3年8月2日(月) 0時から 8月31日(火) 24時まで	
要 請 内 容 等	営 業 時 間	特措法第31条の6第1項 京 都 市 域	<u>5時から20時まで</u>
		特措法第24条第9項 京都市以外の 地域	<u>5時から21時まで</u>
	酒 類 提 供	特措法第31条の6第1項 京 都 市 域	<u>酒類提供は行わない</u> <u>※利用者による店内持ち込みを含む</u>
		特措法第24条第9項 京都市以外の地域	<u>11時から20時30分まで</u> <u>※一定の要件を満たした場合に限る</u>

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる

酒類 提供 要件	▶ 酒類提供のため飲食店が満たすべき「一定の要件」 ①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）、②手指消毒の徹底、 ③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、 ⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること ※ 京都市域は要件を満たしても酒類提供は行わないこと
営業にあたっての要請内容	特措法第31条の6第1項又は第24条第9項に基づく要請 （一例） ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・カラオケ設備の使用自粛 など ※詳細は府のホームページで確認してください
協力金の支給 （店舗への 支給額）	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり（定休日除く）、 事業規模（売上高）に応じて、 京都市域：3万円～、その他地域：2.5万円～ ※詳細は府のホームページで確認してください
早期支給	要請期間の終了を待たず、協力金一部の早期支給を実施予定
認証制度 への取組	京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に取り組むこと

3 催し物(イベント等)の開催

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った
開催・施設利用を要請

特措法第24条第9項

区 域 等	府全域 8月2日(月) 0時から8月31日(火) 24時まで
人数上限	5,000人(上限)
収 容 率	大声での歓声・声援等がないことを前提 100%以下 大声での歓声・声援等が想定されるもの 50%以下※ ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り) 内では座席間隔を設けなくともよい
開催時間	21時まで
事前相談	①全国的な移動を伴うイベントや、②参加者が1,000人を超えるイベント、③やむを得ず開催時間の繰り下げ必要な場合等、 事前に京都府相談窓口へメール等で相談

4 飲食店以外の施設に対する 営業時間短縮等

期間: 8月2日(月) 0時～8月31日(火) 24時

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

(1) 商業施設等

対象地域 : 京都市

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	内 容
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	1000㎡超の施設: 要請
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	1000㎡以下の施設: 働きかけ
③遊興施設 ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	・営業時間短縮 <u>5時から20時まで</u> (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)
④サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第31条の6第1項による要請の対象となる

- ・感染防止対策(業種別ガイドラインの遵守)の徹底を要請
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
- ・飲食店等の取り扱いは飲食店に対する営業時間短縮の要請内容に準じる

(2) イベント関連施設

対象地域：京都市

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
		要 請	働きかけ
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・21時までの営業時間短縮 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮	・21時までの営業時間短縮 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)		
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	・20時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮	・20時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥結婚式場	結婚式場	飲食店等に準ずる。	

協力金の支給：時短要請に応じた大規模施設・テナント（例）

対象地域：京都市

※ 詳細は府のホームページで確認してください

特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、**1,000㎡超の大規模施設**(※1)を**運営する事業者**に対して、自己利用部分面積(※2)1,000㎡毎に**20万円／日・施設**に、「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

(1)商業施設等及び(2)イベント関連施設のうち、**1,000㎡超の大規模施設**において、**テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗**を運営する事業者に対して、店舗面積100㎡毎に**2万円／日・店舗**に、「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

※1 (1)商業施設等及び(2)イベント関連施設のうち、映画館・プラネタリウム並びに屋内運動施設が対象

※2 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

(1) 商業施設等

対象地域：京都市以外の地域

法によらない働きかけ

施設の種類	内 訳	内 容
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	施設規模に関わらず働きかけ ・営業時間短縮 <u>5時から21時まで</u> (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
③遊興施設 ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	
④サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第24条第9項による要請の対象となる

- ・感染防止対策(業種別ガイドラインの遵守)の徹底を要請
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場禁止を要請
- ・飲食店等の取扱いとは飲食店に対する営業時間短縮の要請内容及び酒類提供の「一定の要件」の要請に準じる

(2) イベント関連施設

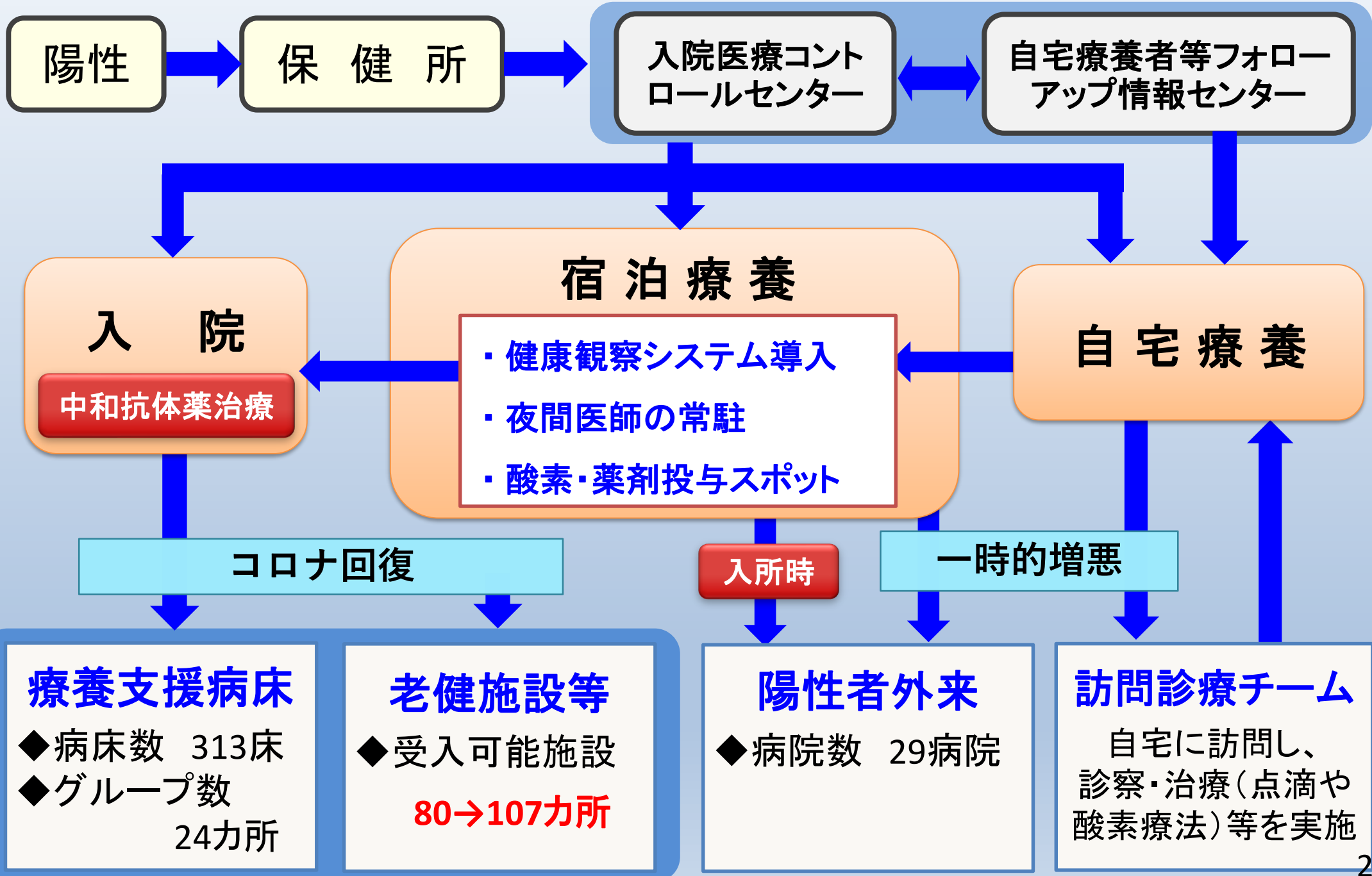
対象地域 : 京都市以外の地域

法によらない働きかけ

施設の種類	内 訳	内 容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	施設規模に関わらず働きかけ 営業時間短縮 21時まで
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	飲食店等に準ずる。

医療提供体制の拡充等について

医療及び療養の体制



受入病床の拡充・機能強化

主な状態	対応病床	現在	拡充後
ECMO・人工呼吸器	高度重症	38床	38床
高流量酸素投与	重症	48床	88床
酸素投与	中等症	132床	150床
呼吸器症状あり		103床	143床
呼吸器症状なし	軽症	177床	92床
合 計		498床	511床

中和抗体薬による治療の実施

軽症者の重症化を防ぐ

【対象】

- ・成人及び12歳以上かつ体重40kg以上の小児
- ・重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者

【用法】

- ・医療機関に入院し点滴（1回）
- ・発症後7日以内に投与

入院医療コントロール
センターによる調整

